

久米島町と株式会社商船三井の包括連携協力に関する協定書

久米島町（以下「甲」という）と株式会社商船三井（以下「乙」という）は相互の連携を強化し、地域が抱える課題の解決や地域振興のために、包括連携協力の協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が有する技術や知見、資源を効果的に活用し、相互に連携、協力することで、地域が抱える課題の解決や地域振興に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、連携協力する事項（以下「連携協力事項」という）は次のとおりとする。甲及び乙は、連携協力事項の推進にあたり、必要に応じて役割分担をするものとし、役割の内容については別途協議の上で決定するものとする。

（1）海洋温度差発電と海洋深層水に関する連携

- ① 海洋温度差発電技術及び取水システムの研究開発、実証実験、事業化推進
- ② 海洋温度差発電技術や海洋深層水の利用による産業創出及び地域活性化
- ③ 海洋深層水の利活用事例に基づく成果及び効果のPRを通じた認知度向上及び海洋深層水の利用拡大促進
- ④ 海洋再生可能エネルギー実証フィールドに関連した産業化の促進

（2）DOC（Direct Ocean Capture）に関する連携

- ① DOC技術の研究開発、実証実験、事業化推進
- ② 回収したCO2の利用による産業創出及び地域活性化
- ③ CO2回収等技術に関連した産業化の促進

（3）産業ツーリズムに関する連携

- ① 産業及び観光の振興

（4）外国人人材事業に関する連携

- ① 外国人人材に関する雇用支援、定着に向けた教育、人材育成
- ② 日本語学校・外国人人材トレーニングセンター設立の検討

（5）その他

- ① 上記（1）から（4）におけるシンポジウム、セミナー、イベントの開催など住民等の機運醸成
- ② 上記（1）から（4）における社会実装や振興等に関する国への提案・要望活動
- ③ 経済・文化など多面的な交流活動の促進
- ④ その他相互に連携協力が必要と認められる事項

（連携推進会議）

第3条 甲及び乙は、連携協力事項の具体的内容及びその他必要な事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議の運営又は構成などの詳細については別途甲及び乙の合意により定める。

(連絡調整窓口)

第4条 甲及び乙は、前条によるもののほか連携協力事項の円滑な進展を図るため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

(協定の期間)

第5条 本協定の期間は、締結の日から2026年3月末日までとし、甲及び乙のいずれからでも本協定の解除の申し出がない場合は、その後も1年間単位で更新されるものとする。

(協定の解除・変更)

第6条 甲及び乙は、前条に定める期間中であっても、いずれか一方からの書面による通知によりいつでも本協定を解除することができるものとする。

2 甲又は乙が、本協定の内容の変更を申し出た場合は、甲乙協議の上、必要に応じて本協定の変更を行うものとする。

(経費)

第7条 連携協力事項に要する経費については、甲及び乙の協議によりその負担を決定する。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は連携協力事項の検討及び実施により知り得た相手方技術情報、営業情報その他一切の情報（以下「秘密情報」という）を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならず、相手方の要求があった場合には相手方の指示に従い速やかに秘密情報を返還又は破棄する。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を終了後5年間は負うものとする。

(免責)

第9条 甲及び乙は、連携協力事項に関して、以下の各号に定める事項について相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

(1) 連携協力事項への参加、協力、不参加又は協力の中止、延期、変更により生じた一切の損害

(2) 連携協力事項の検討、実施、中断、終了により相手方又は第三者に生じた一切の損害（逸失利益、機会損失を含むがこれに限られない）

(3) 連携協力事項に関して提供した情報、助言、技術指導等の内容又はその利用により生じた一切の損害

(4) 連携協力事項の実施により期待された効果が得られなかったことによる一切の損害

(5) 天災地変、戦争、暴動、ストライキ、法令の制定・改廃、行政指導その他甲又は乙の責に帰すことのできない事由により連携協力事項の実施が困難となったことによる一切の損害

(6) 相手方の故意又は重過失により生じた損害を除き、連携協力事項に関連して直接的又は間接的に生じた一切の損害

(反社会的勢力の排除による解除)

第10条 甲及び乙は、相手方が次に掲げる事項に違反していると判断した場合は、相手方に対して何ら通知、催告を要せず、事故の債務の履行提供をせずに直ちに、本協定の全部又は一部を解除することができる。この場合において損害が生じたときは、相手方が損害を賠償するものとする。

(1) 甲及び乙は、現在又は将来にわたって、次の①から⑥までに掲げる反社会的勢力のいずれかに該当しないこと。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ等
- ⑥ その他①から⑤までに準ずるもの

(2) 甲及び乙は、現在又は将来にわたって、前号に掲げる反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にあるもの（以下「反社会的勢力等」という）と次の①から④までのいずれかに該当する関係を有しないこと。

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ④ その他反社会的勢力等との社会的に非難される関係

(3) 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の①から⑤までのいずれかの行為も行っていない。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に対して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を既存し、業務を妨害する行為
- ⑤ その他①から④までに準ずる行為

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

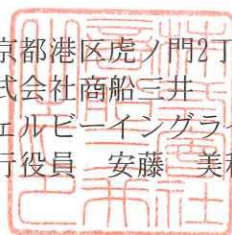
本協定の締結を称するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

2025年 10月 28日

甲 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地
久米島町
町長 桃原 秀雄



乙 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号
株式会社商船三井
ウェルビーイングライフ事業本部
執行役員 安藤 美和子



海

の

5た